

第146回宮城県都市計画審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成20年2月7日(木)午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 場 所 宮城県行政庁舎 4階 特別会議室
- 3 出席委員 芦立千佳子委員, 安藤ひろみ委員, 大村虔一委員(会長), 萱場市子委員, 大山弘子委員, 木村義熙委員, 森杉壽芳委員, 宮坂巨委員(代理), 内藤政彦委員(代理), 久保田勝委員(代理), 高橋美佐男委員(代理), 梅原克彦委員(代理), 佐々木功悦委員, 小野隆委員, 菅間進委員, 中山耕一委員, 門間健三郎委員(代理) (計17名)
- 4 議 案 議案第2186号 「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」
議案第2187号 「仙塩広域都市計画用途地域の変更について」
議案第2188号 「古川都市計画道路の変更について」
議案第2189号 「仙塩広域都市計画下水道の変更について」
議案第2190号 「鹿島台都市計画, 古川都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更について」
議案第2191号 「特殊建築物の敷地の位置について」
議案第2192号 「特殊建築物の敷地の位置について」
- 5 報 告 前回(第145回宮城県都市計画審議会)議案の処理報告について, 所定の手続きをすべて完了している旨, 報告
- 6 議事内容

(1) 議 案

議案第2186号 「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」

事務局(遠藤都市計画課長) (議案内容説明)

大村議長 ただ今, 事務局からの説明がございましたが, 委員の皆様から御意見, 御質問等をいただきたいと思っております。どなたかございませんか。

木村委員 配分する人口についてですが, 変更前と変更後とで数値に変更がないのでおかしいなと思っていましたが, ただ今の都市計画課長さんの説明, 配分人口が180人ということで, なるほどなと納得いきました。

田子西地区についても同様に、政令市である仙台市が決定するものだといわれて納得しましたけれども、せっかく事前に資料を送ってくれるのであれば、180人なんて数値は変わらないよとか、用途地域がこうなるよとか予め一言書いてくれたらありがたかったのですが。

事務局（遠藤都市計画課長） 御指摘ごもっともでございますので、議案書を送付する際に誤解や失礼がないよう、参考資料等で対応させていただきたいと思います。

大村議長 事務局は今後、よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第2186号につきまして、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議がないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2187号 「仙塩広域都市計画用途地域の変更について」

大村議長 次に、議案第2187号「仙塩広域都市計画用途地域の変更について」の審議に入りますが、はじめに事務局から説明のありましたとおり、都市計画法第17条第2項の規定による意見書が提出されており、非公開で審議を行う議案に該当しますので、議事の進め方についてお諮りいたします。

まず、公開においてははじめに事務局から議案の概要について説明を受け、これに対する質疑を行います。その後、一旦審議を非公開として、事務局から意見書の要旨及びそれに対する都市計画決定権者の見解について説明を受け、これに対する質疑が終わりました後に、再び審議を公開したいと思います。その上で、第2187号議案につきまして、都市計画審議会としての決定を行いたいと思います。議事の進め方について、以上のように考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。それでは、議案第2187号につきまして、事務局から議案の概要を説明願います。

事務局（遠藤都市計画課長） （議案内容説明）

大村議長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、委員の皆様から御意見はございませんでしょうか。特に御意見、御質問がなければ、議案第2187号に係る意見書の要旨の説明に移りますので、審議を非公開とさせていただきます。傍聴人の方、報道機関の方は退席をお願いいたします。議案第2187号に係る意見書の要旨の説明と審議が終わりましたら、再度入室を御案内します。

（傍聴人、報道機関 退室）

(審 議)

(傍聴人，報道機関 入室)

大村議長 お諮りいたします。議案第2187号について，原案どおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大村議長 御異議ないものと認め，本案については，原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2188号 「古川都市計画道路の変更について」

事務局（遠藤都市計画課長）（議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは，審議に入りたいと思います。委員の皆様，御意見はございませんか。特になければ，お諮りいたします。議案第2188号について，原案どおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大村議長 御異議ないものと認め，本案については，原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2189号 「仙塩広域都市計画下水道の変更について」

事務局（松崎下水道課長）（議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは，審議に入りたいと思います。何か御質問はございませんか。特にないようですので，お諮りいたします。議案第2189号について，原案どおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大村議長 御異議ないものと認め，本案については，原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2190号 「鹿島台都市計画，古川都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更について」

事務局（松崎下水道課長）（議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、御意見はございませんか。

非常にうまくやったといえますか、今後整備が必要になってきた場合であっても、ほとんど影響がないといえますか。特に御意見はございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第2190号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2191号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長） （議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。それでは、審議に入りたいと思います。委員の皆様、御意見はございませんか。毎回、都市計画審議会には特殊建築物の敷地の位置についての案件が出てくるわけですが、大きく二つのタイプがあって、リサイクル施設をどこかにうまく集約しながら計画的に設置していこうというもの、今回の案件のように従来あった施設が処理量の増大に伴って新たに届出を行う必要が生じたもの。こういった施設は県内に何箇所くらい分布していて、将来どうなるかといった見通しはあるのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） 今、具体的な数値はわかりませんが、環境部局で具体的な廃棄物処理計画というものを策定しておりまして、その中ではエコファクトリー団地を何箇所か設けて誘導しております。これはどちらかという新規の施設に関するものです。今回の案件は既存の施設が規模拡大に伴って申請されてきたものですが、環境に配慮した上で、基準の範囲内で個別に認めていく予定です。

大村議長 この案件については特に問題はないと思われませんが、どんどんこういう施設が増えていった場合、困るような事態がこないのか整理して考えておく必要があるのではないかと思います。地域にとっては非常に重要な施設ですので、予め認識しておくとかそういう方法があってもいいのかなど。毎回、会議がある毎に2件か3件は出てきてますので。

他に御意見がなければ、お諮りいたします。議案第2191号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2192号 「特殊建築物の敷地の位置について」

事務局（津田建築宅地課長）（議案内容説明）

大村議長 ありがとうございます。委員の皆様、御意見はございませんか。

小野委員 焼却炉についてですが、市町村のゴミ焼却炉と同じように、ダイオキシンの発生についてはどのような対策を取られているのでしょうか。

事務局（津田建築宅地課長） ダイオキシンのつきまちは、平成8年か9年頃問題になりました。環境省からダイオキシンを抑制するための指針が出されております。その中では、800度以上の高温でまず焼却させること、そして、温度が低下していくときに、600度から400度くらいの間でダイオキシンが発生する可能性が高いので、ガスを急冷させると。それから、浮遊物を取り除くことが法律で定められております。この施設は、これらの設備について対応しております。

小野委員 市町村の古い焼却施設についてはダイオキシンが出ているという問題もありますので、定期的な検査はあるかと思えます。それから、エコタウンについてですが、東松島にもありますが、将来的には集約させていくのがいいと考えるがどうか。

事務局（津田建築宅地課長） 焼却に関しましては、プラスチックが増えておりますが、焼却炉そのものは変わっておりません。当時と今とで燃焼量の算定方法が変わっておりまして、結構見かけ上は増えたような格好になってます。環境基準については、当然範囲内におさまるとの報告を受けております。

大村議長 環境部局で扱う部分と、都市計画部局で扱う部分が異なっているわけですが、環境サイドでやるべきことは、しっかり管理をお願いしたいと思います。

他に意見はございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第2192号について、原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大村議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（２）その他

大村議長 以上で、本日の議案審査はすべて終了いたしました。この他に、皆さん何かございますか。先ほど環境行政の担当者から説明があったことについて、これからも理解しなければならぬことはあるかと思えますが、必要があればさらに担当部局から情報を提供していただくということでもよろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

事務局（遠藤都市計画課長） 特にございません。

大村議長 ほかにございませんか。それでは、これで本日の審議を終了いたします。御協力ありがとうございました。